

山形テルサ太陽光発電設備導入事業（P P A方式）公募型プロポーザル 実施要領

1 目的

山形市（以下「市」という。）は、2020年10月にゼロカーボンシティへの挑戦を表明し、「2050年 ゼロカーボンシティ」の実現に向け取り組んでいるとともに、第5期山形市役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「事務事業編」という。）においても、市の事務事業に係る温室効果ガス排出量51%削減（2013年度比）に取り組んでおり、その取組の一つとして、市有施設への太陽光発電設備導入を進めている。市有施設への太陽光発電設備導入にあたっては、事務事業編に掲げる目標（2030年度までに設置可能な建築物の50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す）の達成に向けて取り組んでいかなければならないことから、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）を活用した市有施設太陽光発電設備導入事業として本事業を実施する。

事業方式については、事業期間の短縮や電力コストの低減化を図る観点から、P P A方式によるものとし、現地調査の実施や設計、施工、維持管理等に関し、ノウハウを有する民間事業者から提案を受け、本プロポーザルを経て選定した事業者と契約を締結することから、公募型プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者を選定するものとする。

2 概要

(1) 事業名

山形テルサ太陽光発電設備導入事業（P P A方式）

(2) 事業場所

山形テルサ（山形市双葉町一丁目2番3号）

(3) 事業内容

別紙「山形テルサ太陽光発電設備導入事業（P P A方式）仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 事業の方式

P P A方式

(5) 事業期間

事業者は、本事業に係る基本協定（以下「基本協定」という。）の締結日から遅くとも令和10年2月29日までに設備を導入し、電力供給契約を締結すること。なお、運転開始日は市と協議の上決定するものとする。運転期間は運転開始日から原則20年間とする。

(6) 自家消費料金単価

ア 自家消費料金単価は事業期間中一定とし、市より提示した上限単価以下の単価を提案すること。（自家消費料金単価は、消費税及び地方消費税を除いた価格（小数第二位までの価格で記載）を提示すること。）

自家消費料金上限単価：27.00円/kWh

- イ 自家消費料金上限単価は、山形市市有施設太陽光発電設備導入事業費補助金（以下「市補助金」という。）の補助額（補助金上限額：５６，５３４，０００円）を控除後の単価を提案すること。
- ウ 事業者決定後は、設置工事の前に、市へ市補助金の申請を行うこととし、提案した自家消費料金単価により基本協定及び電力供給契約を締結する。
- エ 山形市市有施設太陽光発電設備導入事業費補助金については、「15 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）について」を確認すること。

3 提案を求めるもの

- (1) 審査対象
別表評価基準表のとおり
- (2) 提案に求める条件
提案の内容は、次に掲げる条件を満たすものとする。
 - ア 実施体制、スケジュール、収支計画等は実現可能なものとする。
 - イ 法令、条例、市の計画等を遵守したものとする。
 - ウ 宗教活動及び政治活動を目的としたものでないこと。

4 参加資格要件

- (1) 参加者の構成
 - ア 本プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）に参加することができる者は、単独の法人、個人又は法人若しくは個人で構成される共同企業体若しくはグループ（以下「共同企業体等」という。）とする。
 - イ 単独で参加する場合は、次の要件をすべて満たすこととする。
 - (ア) 単独で参加する事業者は、施工役割及び維持管理役割（下請けを含む。）については、全て山形市内に本店を有する者が担うこととし、必要に応じて協力体制を構築することとする。なお、協力体制を構築する場合は、基本協定の締結までに市の確認を得ることとする。
 - (イ) 他の共同企業体等の構成員となることはできない。
 - ウ 共同企業体等で参加する場合は、次の要件をすべて満たすこととする。
 - (ア) 共同企業体等の構成員の中から代表企業を定め、参加表明書に代表企業名を明記するとともに、代表企業が応募手続きを行うこと。
 - (イ) 参加表明時に構成員をすべて明らかにし、以下に示す役割分担を明確にすること。
なお、単一の企業が複数の役割を担うことを可とする。
 - a P P A役割：本事業の代表者となり、市の対応窓口及び契約等諸手続きを行い、事業遂行の責を負う。なお、基本協定についてはP P A役割の企業と市、電力供給契約についてはP P A役割の企業と施設の管理者（指定管理者）との二者間で締結するものとする。
 - b 資金調達役割：設備投資費用の調達に関する業務をすべて実施する。
 - c 調査設計役割：調査・設計に関する業務をすべて実施する。

- d 施工役割：工事に関する業務をすべて実施する。
- e 維持管理役割：維持管理に関する業務をすべて実施する。
- f その他役割：上記 a～e 以外の設備供給などに関する業務を各々実施する。
- (ウ) 代表企業及び共同企業体等の構成員のうち業務遂行に大きな影響を及ぼす者の変更は、原則として認めない。
- (エ) 同一の事業者が複数の共同企業体等の構成員を兼ねることはできない。
- (オ) 参加構成員のうち、施工役割及び維持管理役割（下請けを含む。）は、全て山形市内に本店を有する者が担うこと。
- エ 本事業は、山形市内に本店を有する者の積極的な参加（参加構成員としての参加を含む。）を期待する。
- (2) 参加資格
 - 本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）167条の4の規定に該当する者でないこと。
 - イ 本事業に対応する種目について、山形市契約規則（昭和39年市規則第18号）第25条第2項に規定する競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。なお、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者も企画提案書等を提出することができるが、基本協定を締結するまでの間に当該名簿に登録すること。
 - ウ 本市の指名停止期間中でないこと。
 - エ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てが行われたものでないこと。
 - オ 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
 - カ 山形市暴力団排除条例（平成23年市条例第25号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
 - キ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている者でないこと。
 - ク 税の滞納がないこと。
 - ケ 共同企業体で参加する場合は、共同企業体を構成するすべての企業が上記ア～クの要件をすべて満たすこと。
 - コ 国又は地方公共団体若しくは民間事業者が発注した太陽光発電設備のPPA事業、リース事業又は請負工事等による太陽光発電設備導入事業のいずれかの事業（50kW以上の太陽光発電設備の導入事業に限る。）（以下「太陽光発電設備導入事業」という。）を、平成23年度以降（過去15年間）に受注した実績を有していること（共同企業体での参加の場合は、構成員のうち、最低でも1者が当該実績を有していること）。支店又は事業所等での参加の場合は、本店又は他支店等において太陽光発電設備導入事業を受注した実績を有している場合も可とする（本店又は支店等の当該実績に基づくノ

ウハウ、知識・経験を本プロポーザルに参加する支店又は事業所等において共有可能な場合に限る。).

サ 施工役割を担う者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する建設業の許可を受けている者であること。

シ 本事業を実施する体制の中に、以下の資格を有する者を含めること。

- ・ 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士
- ・ 電気事業法（昭和39年法律第170号）による第一種、第二種又は第三種電気主任技術者

上記資格は、本事業を実施する体制に含まれる協力企業の者が有していれば足りる。その他、遵守すべき関連法令等に基づく有資格者が必要な場合は、その資格を有する者を体制の中に含めること。なお、工事を行う際には、必要となる有資格者により工事を行うこと。

5 スケジュール

内容	日時
公募開始及び資料等の公表	令和8年10月15日（木）
現地調査期間	令和8年10月20日（火）から10月27日（火） ※令和8年10月21日（水）は休館日のため不可
質問の受付期限	令和8年10月29日（木）午後5時
質問に対する回答	令和8年11月4日（水）
参加申込受付期限（※）	令和8年11月9日（月）午後5時
参加要件適格確認結果の通知	令和8年11月11日（水）
企画提案書等の提出期限（※）	令和8年12月8日（火）午後5時
プレゼンテーション審査	令和8年12月17日（木）
審査結果通知	令和8年12月中旬
基本協定締結	令和8年12月下旬
電力供給契約締結	遅くとも令和10年3月1日（水）まで

※ 窓口で参加申込書又は企画提案書の提出をすることができる日時は、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除いた日の午前9時から午後5時までとする。

※ 上記のスケジュールを変更したときは、山形市公式ホームページ等により周知する。

6 応募書類の配布

山形市公式ホームページ「公募型プロポーザル」のページからダウンロードすること。

※山形市公式ホームページ「公募型プロポーザル」

<https://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/jigyosya/nyusatsu/1006744/index.html>

7 必要資料の提供

企画提案書の作成のために市が提供する資料のうち、建築及び電気図面、構造計算書、現在の電力契約の情報は、現地調査の申込をしたものに対し、別途提供する。

8 現地調査

現地調査を次のとおり実施する。

(1) 開催日

令和8年10月20日（火）から10月27日（火）までの期間で実施する。

(2) 場所

山形テルサ（山形市双葉町一丁目2番3号）

(3) 申込方法

電話又は電子メールで申し込むこと。

(4) 申込先

事務局（実施要領の16を参照）

※メールの件名は「(現地調査申込) 山形テルサ太陽光発電設備導入事業（P P A方式）」とすること。

9 実施要領及び仕様書等に関する質問

実施要領及び仕様書等に関する質問は、次のとおり受け付ける。ただし、評価基準及び他の参加者に関する質問その他本プロポーザルの審査に支障が生ずる質問は受け付けない。

(1) 受付期間

令和8年10月29日（木）午後5時まで

(2) 質問方法

質問書（別記様式第1号）により電子メールで質問すること。なお、提出を受理した場合には、事務局より受理した旨の電子メールを返信する。

(3) 提出先

事務局（実施要領の16を参照）

※メールの件名は「(質問) 山形テルサ太陽光発電設備導入事業（P P A方式）」とすること。

(4) 回答方法

ア 回答日時

令和8年11月4日（水）

イ 回答方法

山形市公式ホームページに質問及び回答を掲載する。

10 参加申込及び参加資格要件の適格性の確認

(1) 申込期限

令和8年11月9日（月）午後5時まで（必着）

(2) 申込方法

提出書類を郵送又は持参（持参する場合は、土日祝日を除く午前9時から午後5時まで）

(3) 提出書類

ア 参加申込書

(ア) 単独の企業の場合

参加申込書（単独企業）（別記様式第2-1号）

(イ) 共同企業体の場合

参加申込書（共同企業体）（別記様式第2-2号）

イ 参加資格に係る資料

共同企業体の場合は、以下の(カ)を除き、すべての構成員分を提出すること。

(ア) 会社概要書（別記様式第3号）

(イ) 事業実績書（別記様式第4号）

(ウ) 誓約書（別記様式第5号）

(エ) 秘密保持誓約書（別記様式第6号）

(オ) 直近3か月以内に発行された次に掲げる税に未納がないことを証明する書類の原本

・法人税、消費税及び地方消費税

・山形市に本社・支社がある者にあつては、法人市民税及び固定資産税

(カ) 一級建築士及び電気主任技術者の資格証の写し

(4) 提出部数

各1部

(5) 提出先

事務局（実施要領の16を参照）

(6) 参加資格要件の適格性の確認及び結果通知

提出された書類をもとに参加資格要件の適格性の確認を行い、令和8年11月11日（水）までに当該参加申込者にその結果を通知するとともに、プレゼンテーション審査に参加する者には、プレゼンテーション審査の時間、場所等の詳細について併せて通知する。

参加資格要件の適格性の確認の結果、参加資格を有しない者については、本プロポーザルへの参加を認めない。

1.1 企画提案書作成要領

参加資格要件を満たすと認められた者は、次のとおり企画提案書を作成して提出するものとする。

(1) 提案書類

ア 企画提案提出書（別記様式第7号）

イ 企画提案書（別記様式第8号）

ウ 経費見積書（別記様式第9号）

エ 経費見積書別紙（経費見積金額の内訳）（別記様式第9号別紙）

(2) 提出期限

令和8年12月8日（火）午後5時まで（必着）

(3) 提出方法

郵送（簡易書留）又は持参（持参する場合は、土日、祝日を除く午前9時から午後5時まで）

(4) 提出先

事務局（実施要領の16を参照）

(5) 提出部数

(1) ア 1部

(1) イ～エ 8部（正本1部、副本7部）

※ 提案書類（正本・副本）のデータを入れた電子媒体（CD-R等） 1枚

※ 副本は、審査の際に資料として使用するの、参加者（下請を含む。）を特定することができる記載（商号・名称、住所、社章、商標、製品名、ブランド名、ロゴマーク等）を一切しないこと（地元企業の活用に係る提案の際は、商号・名称は伏せ、所在地については、都道府県名及び市町村名以外の町名、地番等の表示は伏せること。）。提出の際は、記載内容を十分に確認すること。

(6) 企画提案書作成上の留意事項

ア 企画提案書は、「別表 評価基準表」の視点を踏まえ、「キ 提案項目」に沿って記載すること。

イ 専門知識を有しない者にも理解することができるよう配慮し、図表、写真、イラスト等を用いて分かりやすい資料とすること。

ウ 企画提案書の用紙規格は、A4判とする。

エ 様式の番号順に一連のページ番号を付与すること。

オ ページ数に制限は設けないが、提案書は簡潔にまとめること。

カ 記載内容に過不足がない限り、ファイル形式は問わない。

キ 提案項目

項目	記載内容
(ア) 事業実施体制	・市の計画どおりに事業実行が可能な体制・スケジュールを提案すること。
(イ) 事業実施方針	・本事業の趣旨・目的を踏まえた基本方針、概要等を提案すること。 ・設備の平時のシステム構成図等を提案すること。

項目	記載内容
(ウ) 太陽光発電設備及び蓄電池設備容量	・導入する太陽光発電設備、パワーコンディショナー及び蓄電池設備容量（太陽光発電設備定格出力（kW）、パワーコンディショナー最大定格出力（kW）、蓄電池出力（kW）及び容量（kWh））を提案すること。 ・検討において想定した設備仕様を提案すること。 ・太陽光発電設備の設置場所、設置方法（架台等）を提案すること。 ・想定する設置場所、設置方法における、JIS C 8955（2017）に定められている荷重（風圧、積雪、地震）に対する太陽光発電設備の耐荷重の確認方法を風速、積雪量、震度等を用いて提案すること。 ・太陽光発電設備の単位面積当たりの重量（N/m²又は kg/m²、基礎、パネル重量込み）及び設置する太陽光発電設備の総重量と設置する場所の積載荷重を考慮し、構造の安全性の確認方法を示すこと。 ・想定する蓄電池の設置場所、設置方法、寸法、重量等を提案すること。
(エ) 電気の自家消費量及び温室効果ガス排出削減量	・想定自家消費量及び温室効果ガス排出削減量（施設における1年間及び電力供給契約期間の総量）を提案すること。 ・自家消費料金及び発電設備導入前後の自家消費に伴う電気料金削減効果（施設における1年間及び電力供給契約期間の総量。基本料金の推計削減額を含む削減効果を示すこと。）及び費用採算性を提案すること。 ・想定する蓄電池の運転モード（充放電の運用方法）を提案すること。 ・自家消費率を示し、併せて設備設置容量と自家消費率の見積もりの根拠（考え方）を示すこと。 ※電力の二酸化炭素排出係数は0.000431 t-CO₂/kWhとする。

項目	記載内容
(オ) 停電を伴う 非常時にも利用可能なシステム	・非常時のシステム構成図を提案すること。 ・非常時の利用、操作方法（非常用コンセント（設置個数）、特定負荷への供給の有無、非常時に必要な機器の操作及び配線作業の要否等）を示すこと。 ・非常時に自立運転できるシステムであること。 ・自立運転時に太陽光発電設備から使用可能な出力（取出し口ごとの出力（kW）及び総出力（kW））を示すこと。 ※蓄電池への充電はここには含めない ・自立運転時の太陽光発電設備から蓄電池への充電能力（kW） ・自立運転時に蓄電池から使用可能な出力（取出し口ごとの出力（kW）及び総出力（kW））
(カ) 発電効果の見える化	・太陽光発電設備による発電量や、温室効果ガス排出量の削減量を把握するための設備を提案すること。
(キ) 維持管理・メンテナンス計画	・事業期間における維持管理の実施体制とメンテナンス等の計画（定期点検、設備交換計画、遠隔監視の有無等）を提案すること。 ・故障、緊急時の対応体制を提案すること。
(ク) 地元企業の活用	・山形市内に本店を置く企業を最大限活用する提案とすること。（施工役割及び維持管理役割を担う企業について、所在地を明確にし、費用がどのように配分されるか概算を記載すること。）
(ケ) 独創性	・参加者のノウハウや知識・経験、他事例等を活かした提案とすること。ただし、経費見積書に含まない有料オプションなど、別途費用を必要とするものについては受け付けない。

(7) その他

- ア 提出期限を経過した後は、企画提案書の提出を受け付けない。
- イ 受理した提出書類は、選定結果に関わらず返却しない。

12 優先交渉権者の選考に関する事項

(1) 公募型プロポーザル審査委員会の設置

本事業の履行に最も適した契約の相手方となる候補者を厳正かつ公正に決定するため、山形テルサ太陽光発電設備導入事業（PPA方式）公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、提出のあった企画提案書の内容を評価し、契約の候補者を選定する。なお、審査委員は4名とし、議事内容は非公開とする。

(2) 公正性の確保

審査の公正性を確保するため、審査において、審査委員に対し参加者の商号・名称及びそれらが分かるブランド名、ロゴマーク等の一切を公開しないで匿名で評価を行う。

(3) プレゼンテーション審査

審査委員会において、提案内容をより理解し、公正に選定するため、企画提案書に係る

プレゼンテーション審査を実施する。

ア 会場及び実施時間

会場及び実施時間については、プレゼンテーション審査前に事務局から電子メールにより通知する。

イ 実施方法

(ア) 参加することができる人数は5名以内とし、説明は原則当該事業の担当者が行うこと。参加者は、社員証を携帯すること。

(イ) 持ち時間は、25分以内（説明15分、質疑応答10分）とする。

(ウ) 審査の順番は、法人名又は事業者名の五十音順とする。

(エ) 説明に際して、プロジェクター等の機器を用いることができる。なお、プロジェクター及びスクリーンは、市が用意する。その他PC等の必要機材は提案者が準備すること。接続はHDMIケーブルを可能とする。

(オ) 説明内容は、提出のあった「企画提案書」に基づくものとし、追加資料は認めない。

(カ) 他者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。

(4) 審査項目及び評価基準

審査委員会において、別表評価基準表に基づき企画提案書の評価を行う。

(5) 選定方法

ア 各審査委員の評価点の合計得点が最も高い者を契約交渉順位第1位の候補者（以下「優先交渉権者」という。）として選定し、2番目に合計得点が高い者を次点の候補者として選定する。

イ 合計得点の最も高い者が2者以上いるときは、別表評価基準表の「イ 事業実施方針及び手法（事業提案の評価） (ウ) 電気の自家消費量及び温室効果ガス排出削減量」の評価点が高い者を上位とし、それでも決しないときは、「ウ 価格評価」の評価点が高い者を上位とする。

ウ 各審査委員の配点の合計得点の6割を最低基準点とし、各審査委員の評価点の合計得点が最低基準点に満たない場合は、本プロポーザルに係る契約の候補者とししないものとする。

エ 企画提案をする者が1者のみの場合であっても審査を行う。その場合は、各審査委員の評価点の合計得点が最低基準点以上となった場合に限り、優先交渉権者として選定する。

(6) 審査結果の通知

優先交渉権者を決定したときは、令和8年12月上旬頃まで全ての参加者に対して書面により当該結果を通知するものとする。審査結果について異議を申し立てることはできない。

(7) 審査結果の公表

優先交渉権者を決定したときは、次に掲げる事項を山形市公式ホームページに掲載する。審査の内容に関する問い合わせには応じない。

ア 事業名

イ 公募型プロポーザル審査委員会の開催日

- ウ 審査委員会委員等の名簿
- エ 提案事業者数
- オ 優先交渉権者（名称、所在地及び構成）
- カ 審査結果
- キ 次点以下の候補者の有無

13 プロポーザル参加に際しての留意事項

(1) 失格事項

次に掲げる事項のいずれかに該当するものは失格とし、審査の対象としない。

- ア 本実施要領に定める事項に違反したもの
- イ 提出した書類に虚偽の記載のあるもの
- ウ 「山形テルサ太陽光発電設備導入事業（P P A方式）」の自家消費料金単価が27,000円／kWh（補助金相当額控除後の金額。消費税及び地方消費税相当額を除く。）を超えるもの
- エ 期間内に提出書類を提出しなかったもの
- オ 審査委員会の委員に対し、本プロポーザルに係る事業に関して、直接間接を問わず接触を求めたもの又は接触したもの
- カ 審査の公正性・公平性に影響を与える不誠実な行為をしたもの
- キ その他本事業の遂行にふさわしくないと認められるもの

(2) 辞退

参加表明書の提出後に辞退する場合は、辞退届（別記様式第10号）を提出すること。

(3) 著作権・特許権等

- ア 企画提案に関する著作物の著作権は、提案者に帰属する。ただし、本事業の実施に当たり市が必要と認めるときは、当該提案者の同意を得た上で提案書類の全部又は一部を無償で使用するすることができるものとする。
- イ 企画提案の内容に含まれる著作権、工業所有権（特許権、実用新案権、意匠権及び商標特権をいう。）その他日本国及び日本国以外の国の法令等に基づき保護される第三者の権利（以下「著作権等」という。）の対象となるものを企画提案に使用する場合は、提案者が権利者の承諾を得るものとする。
- ウ 著作権等の対象となるものを企画提案に使用した結果生ずる責任の一切は、当該提案者が負うものとする。

(4) 提出書類の変更の禁止

企画提案書等の提出期限後の修正、追加、差替及び再提出は認めない。ただし、市が補正を求める場合を除く。

(5) 複数提案の禁止

複数の企画提案書の提出は認めない。

(6) 使用言語及び単位

提出書類の作成に使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

(7) 返却等

提出された書類は、返却しない。

(8) 費用負担

企画提案書等の作成、提出及び本プロポーザルに参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。

(9) 情報公開

ア 提出書類は、山形市情報公開条例（平成9年市条例第39号）第6条の規定に基づく公開請求があった場合は、原則として公開の対象となる。ただし、公開により、その者の権利、競争上の地位、その利益を害すると認められる情報など、同条例第8条に規定する非公開情報（以下「非公開情報」という。）を除く。

イ 提出書類の内容に非公開情報に該当する部分がある場合は、あらかじめ文書（任意様式）により当該部分及び理由を申し出ることができる。

ウ 優先交渉権者の選定に影響が生ずるおそれのあるとして非公開の決定をした情報について、当該優先交渉権者の選定が終了した後に当該情報の公開請求があった場合は、当該情報は公開の対象となる。

(10) その他

ア 選定された参加事業者の企画提案（プロポーザル）に盛り込まれた内容がすべて基本協定（電力供給契約）内容になるとは限らない。

イ 参加者は、参加申込書の提出をもって、実施要領の内容に同意したものとする。

ウ 電子メール等の通信事故について、市は一切の責任を負わない。

エ 本プロポーザルに係る提出書類については全て押印不要とする。

14 基本協定及び契約の締結

(1) 基本協定の締結方法

ア 市と優先交渉権者との間で本事業についての協議を行い、仕様書の内容を確定させた上で基本協定を締結する。当該協議には、企画提案の趣旨を逸脱しない範囲での企画提案内容の変更を含む。

イ 優先交渉権者との協議が不調となったと市が判断した場合は、当該優先交渉権者との協議を終了し、審査委員会における審査結果が上位の者から順に基本協定締結に向けて仕様書の内容について協議を開始するものとする。（ただし、優先交渉権者の責めによらない場合は、この限りでない。）

(2) 電力供給契約の締結方法

ア 太陽光発電設備等の設置が完了し、施設への電力供給が可能となった時点において、施設の管理者（指定管理者）と基本協定締結者との間で当該事業についての協議を行い、内容について合意の上で見積書を徴し、随意契約の方法により電力供給契約を締結する。

イ 事業に係る成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合は、次に掲げる事項を内容とする契約を締結する。

(7) 著作物の引渡しの時において、当該著作物に係る著作権を山形市に無償で譲渡すること。

(i) 著作者人格権を行使しないこと。

(3) 契約保証金

契約の締結に際し、契約保証金の納付を要する。ただし、山形市契約規則第8条に該当する場合を除く。

(4) 電力料金の支払方法

支払義務発生日（検針日）の翌日から起算して30日以内に支払う。

15 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）について

本事業は地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）を活用することから、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和8年7月6日環地域事発第2607061号。以下「国交付要綱」という。）、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和8年7月6日環地域事発第2607061号。以下「国実施要領」という。）、山形市補助金等の適正化に関する規則（昭和52年市規則第10号。以下「規則」という。）及び山形市市有施設太陽光発電設備導入事業費補助金交付要綱（令和7年10月3日施行。以下「市交付要綱」という。）の規定に基づいて企画提案を行うこと。具体的な取り扱いについては次のとおりとする。

(1) 本事業の位置づけ

本事業は、国実施要領別紙2の2.「ア 屋根置きなど自家消費型の太陽光発電」のうち「(ア) 太陽光発電設備（自家消費型）」及び「(イ) 蓄電池」に該当する。

(2) 補助金の扱い

基本協定締結前に、市交付要綱に基づき、優先交渉権者から市に補助金の交付申請をし、補助金の額を控除したうえで基本協定及び電力供給契約を締結すること。

(3) 補助対象経費

ア 補助対象経費は、国実施要領別表第1に定めるとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税に相当する額を除く。なお、補助対象経費の目安は、仕様書を参照すること。

イ 整備する設備に係る調査・設計等及び当該設備の整備に伴う付帯設備等は必要最小限度の範囲に限り補助対象に含めることとし、その補助率等は当該設備整備の補助率と同じとする。

ウ 「11 企画提案書作成要領」に定める経費見積書（別記様式第9号）の記載にあたっては、経費見積書別紙（別記様式第9号別紙）により、補助対象経費と補助対象外経費を明確に区分すること。

(4) 補助金交付限度額

補助金交付限度額は、国実施要領別表第1に定める補助対象経費の額に、国実施要領別紙2に定める交付率を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、次に掲げる金額を上限とする。

補助金交付限度額：56,534,000円

なお、補助金の年度ごとの交付限度額については次のとおりとなるため、令和8年度

分は設備導入工事の進捗に合わせた補助金交付となることを鑑み、補助金を最大限活用できる提案とすること。

令和８年度分交付限度額：３１，１６２，０００円

令和９年度分交付限度額：２５，３７２，０００円

(5) その他

交付金の関係上、令和８年度分の補助金実績報告手続き（令和９年３月を予定）から令和９年度の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の交付決定通知（環境省東北環境局から山形市に通知）（令和９年４月を予定）がなされるまでの間は、設備導入工事を行わないこと。なお、設備導入工事を行わない期間の現地の安全対策は十分に行うこと。

16 事務局（提出先・問い合わせ先）

山形市環境部環境課脱炭素係

〒990-8540 山形市旅籠町二丁目３番２５号

TEL：023-641-1212（内線676）

E-mail：kankyou@city.yamagata-yamagata.lg.jp

(別表)

評価基準表

評価項目		評価の参考	評価の視点	配点
ア 事業実施能力(事業実施体制の評価)	(ア) 事業実績	会社概要書 (様式第3号) 事業実績書 (様式第4号)	・同種事業の実績は何施設あるか。(共同企業体の場合は、最も実績施設数の多い企業1者の実績で評価する。)	30
	(イ) 事業実施体制・スケジュール	企画提案書 (様式第8号)	・役割や責任を明確にし、効率的に本事業を遂行できる実施体制となっているか。 ・本事業を遂行できる計画的なスケジュールとなっているか。	20
	小 計			50
イ 事業実施方針及び手法(事業提案の評価)	(ア) 事業実施方針	企画提案書 (様式第8号)	・本事業の趣旨・目的を正しく理解しているか。	10
	(イ) 太陽光発電設備及び蓄電池設備容量	企画提案書 (様式第8号)	・提案内容に具体性があるか。 ・設備の設置、施工方法等に関し、優れた提案があるか。 ・安全性を確認するにあたり、想定する自然災害の規模等や積載荷重の確認方法に妥当性があるか。	40
	(ウ) 電気の自家消費量及び温室効果ガス排出削減量	企画提案書 (様式第8号)	・温室効果ガス排出量及び電気料金削減に取り組む提案はあるか。 ・高い自家消費率及び費用採算性は見込めるか。 ・高い温室効果ガス排出削減効果は見込めるか。	50
	(エ) 停電を伴う非常時にも利用可能なシステム	企画提案書 (様式第8号)	・非常時に有効なシステム構成となっているか。 ・実用性の高い提案となっているか。	30
	(オ) 発電効果の見える化	企画提案書 (様式第8号)	・太陽光発電設備による発電量や、温室効果ガス排出量の削減量を把握するために有効な設備の提案はあるか。	30
	(カ) 維持管理・メンテナンス計画	企画提案書 (様式第8号)	・維持管理等の実施体制及びメンテナンス計画は適切か。 ・発生するリスクについて想定し、対応できる提案となっているか。	30
	(キ) 地元企業の活用	企画提案書 (様式第8号)	・山形市内に本店を置く企業を最大限活用した提案となっているか。 ・総事業費のうち、山形市内に本店を置く企業において配分される概算金額割合は、地域経済の活性化を考慮したものとなっているか。	50
	(ク) 独創性	企画提案書 (様式第8号)	・上記のほか、仕様書に記載のない有用な提案があり、優れている場合に優位に評価する。	40
	小 計			280
ウ 価格評価	(ア) 見積価格	経費見積書 (様式第9号)	※見積価格が低い順に 100 点、90 点、80 点、70 点と、10 点ずつ減点するものとし、11 位以下については、0 点とする。	100
	小 計			100
合 計				430